

第1 請求人

甲
乙
丙

第2 請求の内容

1 明石市職員措置請求書

平成21年8月26日付けで提出された明石市職員措置請求書は、次のとおりである。

明石市職員措置請求書

明石市長に関する措置請求の要旨

要旨

(株)明石市民球団の支援活動等を目的とした「明石レッドソルジャーズ後援会」の設立準備、後援会組織の運営管理等に4名の職員が平成20年9月から平成21年5月まで従事している。

この行為は、地方公共団体が特定営利企業への便宜供与、利益供与を禁じた地方自治法及び、地方公務員法、派遣法に抵触する。従ってその間、不当に支出した人件費及び経費相当額を市長は市に返還する措置と今後いかなる公金の支出も認めないことを求める。

(株)明石市民球団に明石市立勤労福祉会館の1階団体活動室及び地下駐車場の使用を許可しているが、一私企業が使用することを認めることは不当である。ゆえに、使用差止めの措置と平成20年9月から現在に至るまでの貸与によって市が得るべき利益の返還を市長に求める。

以下、個別に述べる

(1) 特定営利企業への便益、利益供与は地方自治法違反である。

地方自治法第232条では、自治事務のために経費を支出、同第2条14項では、最小の経費をもって公共の利益を実現しなければならないとされている。にもかかわらず特定営利企業の便益、利益のために4名の職員と経費を支出することは不当である。

(2) 職員の後援会派遣は地方公務員法及び派遣法違反である

明石市産業振興部次長及び商工観光課職員、政策部と総務部から派遣された職員、あわせて4名の職員が「明石レッドソルジャーズ後援会」の設立準備から後

援会の開設、会員募集、広告、宣伝など後援会組織の拡充や運営、資金管理などの事務に従事している。

このことは、地方公務員法第 30 条の職務に専念する義務に違反している。また、「明石市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」による手続きも行われていない。さらに、明石レッドソルジャーズ後援会が公益的な組織であるためには、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」第 2 条第 1 項に定める公益的法人等であるか、少なくとも、第 10 条に定める特定法人でなければならない。どちらにも該当しない。

(3) 市長は双方代理となっており不当である

「明石レッドソルジャーズ後援会」の会長は市長である。

このことは民法第 108 条が禁じる同一人物が双方の代理人として契約を結ぶ「双方代理」にあたり違法である。

平成 20 年 1 月 25 日長崎地裁の判例で、長崎県佐々町の清峰高校野球部の甲子園出場をめぐり、「町長自身が会長を努める同高校野球部特別後援会に町が寄付金を支出したのは違法」として寄付金の返還を求めた住民訴訟の判決で、寄付は双方代理にあたるとして、賠償を町長に求める判決が下されている。

(4) ㈱兵庫県播磨市民球団に、明石市立勤労福祉会館 1 階団体活動室及び地下駐車場 1 区画の使用を平成 20 年 9 月 22 日付で許可をしている。期間は、平成 20 年 9 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日で使用料は免除となっている。また、平成 21 年 4 月 1 日から 1 カ年延長して㈱明石市民球団に許可をしている。しかし、平成 21 年 6 月 1 日付で使用料の免除から月額、17,500 円の徴収に変更している。免除や使用許可の変更もさることながら、そもそも、市民の財産である、公有財産を一私企業に使用許可することは不当である。

以上のことから、監査委員は市長に対し、下記の通り勧告するよう求める。

記

明石市長は、明石市産業振興部次長及び商工観光課職員等 3 名が「明石レッドソルジャーズ後援会」の後援会事務に従事した期間、平成 20 年 9 月から、平成 21 年 5 月の後援会が明石市観光協会へ移管するまでの、4 名の人件費及び事務的経費等の相当額を市に返還させること。及び、明石市長は明石レッドソルジャーズ後援会へ補助金等、名目の如何にかかわらず、今後も公金の支出は行わないことを求める。

次に、明石市勤労福祉会館の使用を一私企業に許可した、平成 20 年 9 月から現在

に至るまでの貸与によって市が得るべき利益の返還と使用の差止めの措置を市長に求める。

2. 請求者

甲

乙

丙

以上の通り、地方自治法第 242 条 1 項の規程により、別紙事実証明の資料を添えて必要な措置を請求する。

平成 21 年 8 月 26 日

監査委員様

事実証明の資料

1. 「明石レッドソルジャーズ後援会」会員募集印刷物
2. 「明石レッドソルジャーズ後援会」会則
3. 長崎地裁判決の新聞記事
4. 公文書非公開決定通知書
5. 平成 20 年 12 月 12 日生活文化常任委員会の発言記録
6. 行政財産使用許可書の写し
7. 市役所内、レッドソルジャーズ後援会事務局設置の場所の写真

以上

2 請求人の主張

提出された明石市職員措置請求書及び事実を証する書面に記載されている事項並びに請求人陳述の内容を勘案して、請求人の主張は次のとおりと解する。

(1) 請求人の主張①

職員 4 名が「明石レッドソルジャーズ後援会」に関する事務に従事しているのは、地方公務員法第 30 条の職務に専念する義務に違反しており、人件費と経費を支出することは不当である。

(2) 請求人の主張②

地方自治法第 232 条では、自治事務のために経費を支出、同法第 2 条第 14 項では、最少の経費をもって公共の利益を実現しなければならないとされているにもかかわらず、特定営利企業の便益、利益のために 4 名の職員の人件費と経費を支出することは不当である。

(3) 請求人の主張③

職員 4 名を「明石レッドソルジャーズ後援会」に派遣するには、後援会が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第 2 条第 1 項で定める公益的法人等又は第 10 条で定める特定法人でなければならないが、どちらにも該当しないため、同法を適用できない。

(4) 請求人の主張④

「明石レッドソルジャーズ後援会」の会長は市長であり、民法第 108 条が禁じる「双方代理」にあたり、違法である。

(5) 請求人の主張⑤

市民の財産である公有財産を一私企業に使用許可することは不当である。

(6) 請求人の主張⑥

一私企業に対して、行政財産使用料を免除することは不当である。

第 3 要件審査

本件請求について、補正の結果、地方自治法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、補正に要した平成 21 年 9 月 8 日から平成 21 年 9 月 17 日の期間は法定監査期間から除いた。

(補正内容 損害を填補するため返還を請求する金額の追加)

第 4 監査の実施

1 監査対象事項

明石市職員措置請求書に記載されている事項、同請求書に添付された事実証明書及び請求人の陳述内容から、本件の監査対象事項を次のとおりとする。なお、請求人の主張する不当な経費の支出については、補正があったものの財務会計上の行為を具体的に摘示していないと判断し、監査の対象から除外した。

- (1) 株式会社明石市民球団への便益、利益供与について
- (2) 職員 4 名の「明石レッドソルジャーズ後援会」への派遣について
- (3) 民法第 108 条が禁じる「双方代理」について

- (4) 株式会社明石市民球団（平成 20 年 9 月 22 日に許可した時点では「株式会社兵庫県播磨市民球団」）に対する行政財産使用許可と行政財産使用料の免除について

2 監査対象部課

産業振興部

商工労政課、観光振興課

総務部

職員室人事課

政策部

政策室

3 監査の方法

- (1) 請求人の陳述及び立会い等について

請求人に対し、地方自治法第 242 条第 6 項及び第 7 項の規定に基づき、証拠の提出を求め、平成 21 年 10 月 7 日に陳述及び立会いの機会を与えた。

- (2) 関係職員の陳述及び立会い等について

監査対象部課に対し、関係書類の提出を求めるとともに事情聴取を行い、事実関係の調査を行ったほか、請求人と同様に平成 21 年 10 月 7 日に陳述及び立会いの機会を与えた。

第 5 監査の結果

1 事実関係の確認

請求人から提出された関係書類及び監査対象部課から提出された書類の調査並びに関係職員の事情聴取等により、次の事実関係を確認した。

- (1) 職員 4 名の従事内容等について

① 従事職員

産業振興部職員 2 名

事務従事の発令を受けた職員 2 名

事務従事の発令については、次のとおりである。

平成 20 年 9 月 3 日付け明人第 21 号「産業振興部観光振興課への事務従事について（通知）」によれば、次の内容の通知がなされている。

- 1) 職員
政策部及び総務部に所属する職員 2 名
- 2) 期間
平成 20 年 9 月 3 日から平成 20 年 12 月 31 日まで
- 3) 職務
来春発足するプロ野球独立リーグに所属する市民球団の支援業務を行う。
- 4) その他
出欠状況確認、出張命令、旅費支給、時間外勤務命令等については、観光振興課において行う。

平成 20 年 12 月 25 日付け明人第 41 号「産業振興部観光振興課への事務従事について（通知）」によれば、次の内容の通知がなされており、事務従事の期間が延長されている。

- 1) 職員
政策部及び総務部に所属する職員 2 名
- 2) 期間
平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで
- 3) 職務
来春発足するプロ野球独立リーグに所属する市民球団の支援業務を行う。
- 4) 延長理由
市が野球の試合と絡めて実施する「地域振興事業」の企画、関係機関との調整、市が発足した後援会の会員募集、リーグ、球団との調整等、来年 4 月の開幕に向けての業務が発生するため。
- 5) その他
出欠状況確認、出張命令、旅費支給、時間外勤務命令等については、観光振興課において行う。

② 従事内容

- 1) 「あかしスタジアムマルシェ」（明石公園内での食のイベント）の開催
 - ア 企画
 - イ 警察、保健所、明石球場事務所等との調整
 - ウ 実施に至るまでの準備
- 2) 兵庫県への要望
 - ア 明石球場のナイター・照明設備等の整備について兵庫県へ要望
 - イ 明石球場の優先利用について兵庫県へ要望
- 3) 後援会事務局

ア 後援会設立準備

『明石市民球団「明石レッドソルジャーズ」の後援会設立準備委員会』（平成20年11月28日）開催へ向けての準備

イ 後援会PR等

- ・ 関係団体への協力依頼
- ・ 市民センター等でのチラシによるPR
- ・ 出張先でのPR・後援会員の募集

勤務時間を特定することができたものは、次のとおりである。

平成21年1月5日(月)12:00～13:00 明石市立勤労福祉会館

平成21年1月10日(土)9:30～15:00 西部文化会館、魚住市民センター

平成21年2月13日(金)17:55～21:25 グリーンヒルホテル

ウ 後援会入会受付

エ その他経理等事務

4) 明石市についてのPR活動

ア 明石市の観光PRを各地で実施

(2) 明石レッドソルジャーズ後援会について

① 概要

1) 設立年月日

平成20年11月28日

2) 目的

後援会は、明石レッドソルジャーズ（以下「レッドソルジャーズ」という。）を「地元球団」として多くの人々に愛され、親しみをもって応援できる球団とするため、球団への支援活動等を行うとともに、レッドソルジャーズを通して市民の間に郷土愛及び地域の一体感の醸成並びにスポーツ、文化、経済等の振興を図り、もって地域の活性化に資することを目的とする。

（「明石レッドソルジャーズ後援会会則」より）

3) 組織及び会費

目的に賛同する者で、次の各号に定める者を会員として組織する。

- ・ プラチナ会員 1口につき年額50,000円の会費を納める者
- ・ ゴールド会員 1口につき年額10,000円の会費を納める者
- ・ レギュラー会員 1口につき年額5,000円の会費を納める者

（「明石レッドソルジャーズ後援会会則」より）

4) 役員

- ・ 会長 明石市長
- ・ 副会長 明石商工会議所会頭

- ・ 副会長 明石市商店街連合会会長
- ・ 理事 社団法人明石青年会議所理事長
- ・ 理事 社団法人明石市医師会会長
- ・ 理事 明石観光協会会長
- ・ 理事 明石市体育協会会長
- ・ 理事 明石野球協会会長
- ・ 理事 明石地域振興開発株式会社社長
- ・ 監査員 2名以内

5) 事務局

産業振興部観光振興課内（平成 21 年 5 月 28 日「明石レッドソルジャーズ後援会会則」が改正され明石観光協会内となっている。）

② 事業

- ・ レッドソルジャーズの応援及び支援
- ・ レッドソルジャーズと連携したイベント等の開催
- ・ 会員及び後援会組織の拡充（交流会、広報・宣伝等）
- ・ その他後援会の目的を達成するために必要な事業の実施

（「明石レッドソルジャーズ後援会会則」より）

③ 収入及び支出

平成 21 年 9 月 2 日現在の明石レッドソルジャーズ後援会の収入及び支出の内容（誤入金等を除く。）は、次のとおりである。

〔収入〕		〔支出〕	
・ 年会費	5,576,660 円	・ 備品購入費	3,270,551 円
・ 預金利息	23 円	・ 消耗品費	1,328,545 円
		・ 印刷製本費等	504,680 円
合 計	5,576,683 円	合 計	5,103,776 円

上記支出のうち、備品購入費 3,270,551 円は、株式会社明石市民球団が購入した野球用具代金を A 株式会社（用具メーカー）に支払ったものである。支払いまでの経過は次のとおりである。

- ・ 平成 21 年 2 月 27 日～平成 21 年 3 月 30 日
株式会社明石市民球団 野球用具購入（硬式ボール等）

3,270,551 円

- ・ 平成 21 年 5 月 15 日
 明石レッドソルジャーズ後援会から株式会社明石市民球団へ支払
 備品購入費 市民球団支援品一式 3,270,551 円
- ・ 平成 21 年 6 月 5 日
 株式会社明石市民球団から明石レッドソルジャーズ後援会へ返金
 代金返金 球団からの備品代金返金 3,270,551 円
- ・ 平成 21 年 6 月 17 日
 明石レッドソルジャーズ後援会から A 株式会社へ支払
 備品購入費 市民球団支援品一式 3,270,551 円

(3) 株式会社明石市民球団について

① 概要（「商業登記簿謄本」より）

- 1) 本店
兵庫県明石市相生町二丁目 7 番 12 号
- 2) 役員に関する事項
代表取締役 大村節二
- 3) 会社成立の年月日
平成 20 年 7 月 1 日
- 4) 発行可能株式総数
2000 株
- 5) 発行済株式の総数並びに種類及び数
20 株
- 6) 資本金の額
金 100 万円

② 目的（「商業登記簿謄本」より）

- ・ 野球の興行及び野球チームの運営
- ・ 野球選手の養成、指導、スカウト、マネージメント業務
- ・ 野球選手、コーチの紹介、派遣
- ・ 野球教室等各種スポーツクラブの経営、野球塾及びスポーツトレーニング施設の運営
- ・ 海外スポーツ選手の招聘
- ・ 健康管理及び野球の普及・向上を目的とする各種行事の開催、コンサルタント
- ・ スポーツ用品、スポーツ用機械器具、衣料品、玩具、印刷物、酒類、飲食物、医薬品、健康食品、清涼飲料水の輸出入及び販売
- ・ 当会社の標章を付したキャラクター商品の企画開発及び販売

- ・ 広告宣伝へのスポーツ選手の斡旋
- ・ スポーツ選手の著作権、肖像権等の無体財産権の管理、譲渡及び貸与
- ・ スポーツに関する書籍及び出版物の刊行
- ・ 教育・情報提供サービス並びにコンサルタント
- ・ 放送法による放送事業
- ・ 放送番組及び映像ソフトウェアの企画、制作及び販売
- ・ 広告代理店業務
- ・ 各種イベントのチケット販売に関する斡旋及び代理店業務
- ・ 労働者派遣法に基づく労働者派遣事業に関する業務
- ・ 有料職業紹介事業に関する業務
- ・ 生命保険の募集、損害保険代理店業
- ・ 不動産の売買、仲介、賃貸、管理並びにコンサルティング業
- ・ 経営、金融、不動産活用に関するコンサルティング業務
- ・ 野球場施設及び球技場施設の運営及び委託管理
- ・ 前各号に附帯関連する一切の業務

③ 明石レッドソルジャーズファンクラブ

明石レッドソルジャーズ後援会と、株式会社明石市民球団が運営するファンクラブとは別個の団体であり、ファンクラブ会費は株式会社明石市民球団の収入となる。ファンクラブ会員の区分及びファンクラブ会費は、次のとおりである。

- ・ レディース会員 年会費（1口）5,000円
- ・ ジュニア会員（中・高校生）年会費（1口）5,000円
- ・ シニア会員（65歳以上）年会費（1口）1,000円
- ・ 個人会員 年会費（1口）10,000円
- ・ 個人事業主（屋号で登録）年会費（1口）30,000円
- ・ チーム会員（小・中）年会費（1口）20,000円
- ・ 軟式・硬式チーム 年会費（1口）50,000円
- ・ 法人会員 年会費（1口）50,000円
- ・ スーパーゴールド会員 個人・法人とも年会費（1口）100,000円
（「明石レッドソルジャーズ公式ホームページ」より）

(4) 明石市の支援策について

平成20年8月22日付け明政第54号「提案書～市民球団の実現に向けて～」によれば、明石市長から株式会社兵庫県播磨市民球団に対して、球団名に「明石」の名称を使用することを条件に、明石球場の確保・改善などよりよい試合環境を実現し球団を

応援すること、市民・行政等が一体となった市独自の後援会組織を結成し運営すること、後援会費を集め明石市民球団に資金提供すること、明石市立勤労福祉会館内に事務所を確保（年間使用料は全額減免）すること等の支援策を提案している。

しかしながら、上記の提案書は、市議会には示されず、市議会には平成 20 年 12 月 12 日の生活文化常任委員会に、『関西独立リーグ明石市民球団「明石レッドソルジャーズ」への支援について』として支援内容の概要（項目等）が報告されているものの、当時の同委員会の資料を見ても具体的な内容（金額、期間等）についての記載はなされていない。

(5) 行政財産の使用許可等について

① 明石市立勤労福祉会館

1) 位置

明石市相生町 2 丁目 7 番 12 号

2) 設置目的

明石市立勤労福祉会館条例第 1 条では、「勤労市民の福祉の増進、文化の向上及び体育の振興に寄与するため、本市に勤労福祉会館を設置する。」と規定されている。

② 行政財産使用許可

1) 許可内容

平成 20 年 9 月 22 日付けで行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減免（免除）申請書が提出され、同日付けで行政財産使用許可書を発行している。主な内容については、次のとおりである。

ア 使用者

株式会社兵庫県播磨市民球団 代表取締役 大村節二

イ 使用財産

明石市立勤労福祉会館 1 階 団体活動室、地下駐車場 1 区画

ウ 数量

団体活動室 46.20 m²、駐車場 12.50 m²

エ 使用期間

平成 20 年 9 月 25 日から平成 21 年 3 月 31 日まで

オ 使用料

免除

平成 21 年 3 月 13 日付けで行政財産使用許可申請書及び行政財産使用料減免（免除）申請書が提出され、平成 21 年 4 月 1 日付けで行政財産使用許可書を発行して

いる。主な内容については、次のとおりである。

ア 使用者

株式会社明石市民球団 代表取締役 大村節二

イ 使用財産

明石市立勤労福祉会館 1階 団体活動室、地下駐車場 1区画

ウ 数量

団体活動室 46.20 m²、駐車場 12.50 m²

エ 使用期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

オ 使用料

免除

なお、同使用許可について、使用者が企業であることを理由に、平成21年6月1日から行政財産使用料を月額17,500円徴収するよう変更している。

2) 行政財産使用料の免除

平成20年9月25日から平成21年5月31日までの使用期間に係る行政財産使用料を明石市財産条例第2条第2項及び第7条第3号に基づき、免除している。免除した理由は、『「野球を通じたまちの賑わいづくり」を進めている本市において、市民球団の実現に向けた球団活動への支援策の一環として公益上必要であると認められるため』としている。

2 監査委員の判断

(1) 請求人の主張①について

請求人は、4名の職員が「明石レッドソルジャーズ後援会」の設立準備から後援会の開設、会員募集、広告、宣伝など後援会組織の拡充や運営、資金管理などの事務に従事していたことが地方公務員法第30条の職務専念義務に違反しており、人件費を支出するのは不当であると主張する。

総務部職員室人事課の説明によれば、市職員は、株式会社明石市民球団への利益供与を図るためではなく、市民球団への支援を通じた明石市全体の賑わいづくり、また観光客の誘致を目的とした業務に従事したものであり、その内容は、本市事務分掌規則に規定する観光振興課の本来業務である「観光客の誘致及び宣伝並びに各種観光事業の推進に関する事」にあたるので、地方自治法、地方公務員法及びその他法令に抵触する事実はなく、これらの業務に従事した4名の職員の人件費も適正に執行されたものであると主張する。

地方公務員法第30条は、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しており、職員のサービスの根本基準を定めたものとされる。特に、後段部分は一般

に職務専念義務といわれるものであるが、職務専念義務については、地方公務員法第 35 条で、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」と具体的に規定されている。

職務専念義務に反するかどうかは、4名の職員が実際に従事した内容を検証する必要がある。

確認した事実によれば、4名の職員は、「あかしスタジアムマルシェ」の開催に係る事務、兵庫県への要望に係る事務、明石レッドソルジャーズ後援会事務局に係る事務、明石市の観光PRに係る事務に従事しており、このうち、明石レッドソルジャーズ後援会事務局に係る事務は、後援会設立準備、後援会のPR等を行っていたと認められる。

後援会のPRを行い、後援会員を募集する行為は、後援会費を集める行為である。これは、明石レッドソルジャーズ後援会は会費を納めることを入会の条件としていることから明らかである。

明石市の支援策の一つに、明石市民球団に対する後援会からの資金提供があげられている。後援会費を集める目的は、後援会員に対する利便の提供のための資金獲得ではなく、株式会社明石市民球団に対する財政的支援である。

株式会社明石市民球団が平成 21 年 2 月 27 日から平成 21 年 3 月 30 日にかけて納入させた野球用具の代金について、一度は後援会が球団に振り込みながら約 20 日後に返金をうけ、改めて約 2 週間後に後援会から用具メーカーに支払っている。また、この支出は後援会の支出のうち 6 割にも及ぶ。このことから、市側の財政的支援の提案を受け、球団が後援会の資金を球団運営資金の一部として考えていたことが推測できる。

後援会のPR及び後援会員を募集する行為（後援会費を集める行為）は、球団運営資金を獲得する行為であり、株式会社明石市民球団の営利活動に寄与する行為であることは明白である。

以上のことから、職員4名が従事していた業務の一部に株式会社明石市民球団の営利活動に寄与する業務が含まれていたと考えられ、当該業務は、「当該地方公共団体がなすべき責を有する職務」とは認められず、勤務時間中に当該業務に従事することは、地方公務員法第 30 条及び第 35 条に定める職務専念義務に反するというべきであり、当該業務に係る人件費の支出は違法な公金の支出にあたりと判断する。

(2) 請求人の主張②について

請求人は、地方自治法第 232 条では、自治事務のために経費を支出、同法第 2 条第 14 項では、最少の経費をもって公共の利益を実現しなければならないとされており、特定の営利企業（株式会社明石市民球団）への便益、利益供与のため、職員4名分の人件費を支出することは不当であると主張している。

地方自治法第 232 条第 1 項は、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務

を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」と規定しており、人件費の支出においても「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」であると考えられる。

また、地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定し、地方公共団体がその事務を処理するにあたっての準拠すべき指針を示したものとされる。

前述のとおり、職員4名の従事した業務の一部が、株式会社明石市民球団の営利活動に寄与する行為と考えられ、当該行為については職務専念義務に反していると認められる。

したがって、職務専念義務に反する業務に係る人件費の支出は、「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」とは認められず、地方自治法第232条第1項に違反すると判断せざるを得ない。

なお、地方自治法第2条第14項の規定は、「地方公共団体の事務」であることが前提となるため、この点については判断しない。

(3) 請求人の主張③について

請求人は、職員4名を「明石レッドソルジャーズ後援会」に派遣するには、後援会が公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項で定める公益的法人等又は第10条で定める特定法人でなければならないが、どちらにも該当しないため、同法を適用できないと主張する。

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律は、公益的法人等の業務に職員を従事させるため、条例で定めるところにより職員を派遣することができることを定めたものであり、派遣される職員は専ら派遣先の業務に従事し、職務上の指揮命令権も派遣先が有することとなる。

職員4名は、明石市産業振興部観光振興課内において事務に従事していたものであり、出張命令や、時間外勤務命令等、観光振興課において指揮命令が行われていたことから、そもそも同法にいう派遣に該当しないと判断する。

したがって、請求人の主張する事実は認められない。

(4) 請求人の主張④について

請求人は、「明石レッドソルジャーズ後援会」の会長は市長であり、民法第108条が禁じる「双方代理」にあたり違法であると主張する。

民法第108条は、「同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない。」と規定しているが、明石レッドソルジャーズ後

援会と明石市との間で契約等を締結した事実は確認できなかった。

したがって、請求人の主張する事実は認められない。

(5) 請求人の主張⑤について

請求人は、市民の財産である公有財産を一私企業に使用許可することは不当であると主張する。

明石市公有財産規則第 21 条によれば、「その他市長等において公益上特に必要と認める場合であつて、短期間使用させる場合」には、市長は、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、その使用を許可することができることされており、行政財産の使用を許可するにあたり、市長は一定の裁量権を有しているものと考えられる。

本件使用許可は、「野球によるまちの賑わいづくり」を進める本市の行政施策推進に寄与するという公益上の観点からなされたものであり、一私企業であることをもって使用許可が不当であるとまではいえない。

(6) 請求人の主張⑥について

請求人は、一私企業に対して行政財産使用料を免除することは不当であると主張する。

明石市財産条例第 2 条第 2 項及び第 7 条第 3 号により、「公益上その他特別の理由があると市長が認めるとき」には、無償又は時価よりも低い価額で使用させることができると定められている。産業振興部商工労政課の説明によれば、「野球を通じたまちの賑わいづくり」を進めている本市において、市民球団の実現に向けた球団活動への支援策の一環として公益上必要であるため行政財産使用料を免除したものであり、株式会社明石市民球団という組織の名称で判断すべきではないと主張する。

しかしながら、株式会社は、あくまでも営利を目的とする団体であることは否定できないことから、公益上の必要の有無については、特に慎重な判断が求められるべきである。

確認した事実によれば、株式会社明石市民球団の目的には、野球の興行及び野球チームの運営等の「野球を通じたまちの賑わいづくり」という本市の行政施策に寄与すると考えられる事業がある一方、本市の行政施策と直接の関連性が認められないものも見受けられる。また、明石市立勤労福祉会館の使用を許可している他の団体からは行政財産使用料を徴収していることも考慮すると、行政財産使用料を全額免除するまでの公益上の必要性があるとは認められず、不当に公金の賦課徴収を怠る事実にあたりと判断せざるを得ない。

第6 結論

以上のとおり、請求人の主張の一部について理由があるものと認められる。理由があると判断した事項については、明石市長が示した方針に沿って行われたものであり、地方自治法第 242 条第 4 項の規定に基づき、明石市長に対して、下記のとおり勧告する。

記

明石市長は、職員 4 名が従事した明石レッドソルジャーズ後援会事務局に係る事務のうち、株式会社明石市民球団の営利活動に寄与する行為と特定することができる「平成 21 年 1 月 10 日（土）西部文化会館、魚住市民センター 9:30～15:00」「平成 21 年 2 月 13 日（金）グリーンヒルホテル 17:55～21:25」に係る時間外勤務手当 46,825 円及び平成 20 年 9 月 25 日から平成 21 年 5 月 31 日までの使用期間に係る行政財産使用料 143,500 円を平成 21 年 12 月 15 日までに明石市に返還する措置を講ずること。

（意見）

元来、市の施策は、法令又は条例により行われるものであり、その範囲内において、市長は市の代表として、広範な裁量権、職務権限を有する。新しい施策についても、その必要性、対象、範囲、方法等の決定については市長の自主的な判断に基づいて行うことが許されると解され、基本的には市長の広範な裁量に委ねられていると理解される。

しかしながら、「裁量行為であっても地方公共団体の存立目的に照らして社会通念上著しく妥当性を欠くものであってはならない」（昭和 46 年 12 月 24 日名古屋地裁）とされており、そのためにも裁量を伴う新しい政策の最終決定には、議会が関わるべきである。議会による議決の存在は直ちに適法要件とならないにしても、民主主義の観点から、政策裁量の統制の必要性を考えると、議会の役割は極めて重要であるので、市民の代表である議会と政策の有効性・必要性を十分に議論し、市民の幅広い理解が得られるような市政運営に努められるよう要望する。